

委員 長 報 告 書

さる 12 月 6 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 12 号 橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例について

議案第 13 号 橋本市地域優良賃貸住宅基金条例について

議案第 19 号 市道路線の認定について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 10 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 12 号は、橋本市再開発住宅の用途を変更し、月額所得が 48 万 7 千円未満の子育て世帯、新婚世帯等の居住の用に供する地域優良賃貸住宅として供給するため、入居者の募集方法、入居者の資格、家賃額、その他入居中の義務・禁止事項など必要な事項を定めるものである。

委員から、駐車区画について、現在土地区画整理事業による入居者の中には、複数区画利用している方もいるが、今後の対応は とのただしがあり、本年 3 月時点で 18 台の利用がある。本条例が可決されれば、すぐに現入居者に対する説明会を開催するとともに、駐車場の利用状況について調査し、第 1 回目の入居者募集時においては、利用可能な駐車場台数を確定したうえで募集する。複数台利用している入居者については事業の関係等の入居経緯を踏まえたうえで対応する との答弁がありました。

動物飼育に関する方針として、第 18 条（入居者の保管義務）及び第 19 条（周辺環境の保持）の規定に違反する事案を未然に防止するため、盲導犬、介助犬、聴導犬を除いて、動物の飼育を原則禁止することのだが、現在の入居者による動物の飼育はないか とのただしがあり、土地区画整理事業による入居者については、原則飼育禁止と説明したうえで入居していただいております、基本的には動物の飼育はないと認識している との答弁

がありました。

駐車場代の考え方について ただしがあり、新規入居者については駐車場代を徴収するが、現入居者については、入居の経緯に鑑み、現状どおり無償利用とする予定である。1区画あたりの料金については、近隣の駐車場代を調査したところ平均6,900円であったが、それら駐車場の条件を考慮したうえで決定したい との答弁がありました。

議案第13号は、家賃収入額の一部を積み立て、地域優良賃貸住宅の修繕や改良等に要する費用に充てることを目的として基金を設置するものである。

委員から、基金の使途について ただしがあり、大規模修繕に充てることが第一の目的と考えている との答弁がありました。

議案第19号は、民間事業者3社がそれぞれ宅地造成に伴い設置した道路を、あやの台74号線ほか3路線、伏原74号線、向島37号線として新たに市道認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、民間事業者から移管を受けた市道が一定期間経過後に損傷したなどの相談を市民から受けることがあるが、移管前に適切な検査をしているのか とのただしがあり、宅造事業者との事前協議において設計が適正であるか確認している。また、工事完了時には申請通りに完成しているか現地で工事検査を行い、施工内容が分かる工事写真や使用材料が分かる書類等により、適切に工事がされたか確認している との答弁がありました。

議案第22号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理期間が31年3月末で満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である公益社団法人橋本市シルバー人材センターの1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査した結果、当該法人が全会一致で選定されたので、31年4月から34年3月までの3年間指

定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理者制度ではなく再雇用の職員による運営を検討したかとのただしがあり、検討は行ったが、安定的な職員の確保や人件費等の課題があり、現状では難しいとの結論に達した。ただし、利用者は減少傾向にあり、今後、指定管理料などの支出が収入を上回ることも考えられることから、無人化や機械化などの方法も検討しているとの答弁がありました。

指定管理者が適切に運営されているのであれば指定管理期間を延ばしてもよいのではとのただしがあり、指定管理期間については、以前は2年間であったのを一年延ばして現在3年間としている。指定管理期間を長期間とした場合、利用者の減少により、将来、赤字が生じたとしても、契約期間中は指定管理料を増額することはできず指定管理者に負担がかかることが考えられることから、同じ3年間としたとの答弁がありました。